

国保税、後期高齢者医療保険料を年金天引きで納付いただいている皆さんへ

平成21年度から納付方法が「年金からのお支払い」か「口座振替」かの選択制に

平成21年4月から、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法について、年金からの特別徴収(年金天引き)か口座振替かを選択できるようになります。「年金からの納付」を「口座振替」による納付に変更される場合は、次の手続きが必要になります。

納付方法変更の手続き

国民健康保険税

平成21年4月から従来どおりの口座振替を希望される場合は、この件について既に12月下旬に送付しました通知に同封している国民健康保険税納付方法変更申出書を、2月3日(火)までに税務課または各支所地域窓口へ持参または郵送で提出してください。

また、従来までは納付書で納付いただいていた方で新たに口座振替を希望される場合は、金融機関で口座振替の手続きをしていただいてから納付方法変更申出書を提出してください。

現在、特別徴収で国民健康保険税を納付いただいている方へは、12月下旬に案内文書を送付していますのでご確認ください。なお、来年度75歳に到達され、後期高齢者医療へ移行される世帯主の方については、特別徴収は中止され、後期高齢者医療へ移行されるまでは従来の納付方法となります。

後期高齢者医療保険料

平成21年4月分の年金からの納付中止を希望される場合は2月3日(火)までに、申請が必要です。金融機関で

口座振替の手続きをしていただき、納付方法変更の申請を行ってください。

※期限を過ぎますと6月分以降の年金から中止となります。

持ち物▼後期高齢者医療被保険者証、口座振替依頼書の控え

申請場所▼保険年金課、各支所地域窓口課

※社会保険料の控除

口座からの納付に変更された場合の社会保険料控除は、口座振替によってお支払いいただいた方が口座名義人の方に適用されます。

※注意事項

過去に、国民健康保険税の納め忘れがあった方は、口座振替に変更できない場合があります。また、口座振替の指定口座が残高不足等により振替による納付がいただけない場合は、年金からの納付に切り替える場合があります。

問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課
【後期高齢者医療保険料】 保険年金課

市民税係

☎ 65-0679 ☎ 63-4574

後期高齢者医療係

☎ 65-0689 ☎ 63-4618

定額給付金の給付をかたった振り込め詐欺にご注意を

最近、市役所職員を名乗り、定額給付金の給付をかたった不審な電話があったという事例が発生しています。

事例①

「定額給付金の給付に必要であるので、家族構成や個人名、口座番号を教えてください」として、個人情報の提供を求めるもの

事例②

「定額給付金に関する通知を送ったが届いているか。届いていないのであれば、電話がほしい」として、フリーダイヤルへ電話するよう求めるもの

事例③

「定額給付金の給付のため手続きが混み合っているので、通帳を持ってATMまで行き、電話をしてほしい」として、フリーダイヤルの電話番号を伝え、ATMへおびき出そうとするもの

こうした犯罪の発生を知ったときは、速やかに警察署(甲賀警察署 ☎ 62-4155)までご連絡ください。「定額給付金」については、住民の皆さんへの連絡や給付を行う段階ではありません。

問い合わせ

総務課 総務係 ☎ 65-0663 ☎ 63-4554